令和5年度税制改正見直し事項 (廃止・縮減)

(国土交通省航空局航空ネットワーク部 航空戦略室・首都圏空港課)

項目名	航空機騒音対策事業に係る特定の事業用資産の買換え等の特例措置の 縮減
税目(条文番号)	所得税・法人税
見 直 し の	〇適用範囲の縮減 令和元年度以前に告示された地域を本特例措置の適用除外とする。 【制度の概要】 個人または法人が公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の 防止等に関する法律第9条第1項に規定する第2種区域内及び特定空 港周辺航空機騒音対策特別措置法第4条第1項に規定する航空機騒音 障害防止特別地区内にある土地等を当該区域外の土地等と買換え等し た場合の譲渡所得の課税の特例措置 【関係条文】 租税特別措置法 第37条第2号イ・ロ、第37条の4、
内	第 65 条の 7 第 2 号イ・ロ、第 65 条の 8 、 第 65 条の 9 、第 68 条の 79、第 68 条の 80
容	平年度の増収見込額 -百万円 (制度自体の減収額) (▲110,300 百万円 の内数) (改 正 増 減 収 額) (-百万円)
 廃	
止	本制度は、空港周辺地域の土地等を買換え等した場合における譲渡 益の課税の特例措置を講じるものであり、令和2年4月以降は移転促 進の取組として
又	・圧縮率の引き下げ(80% → 70%)
は	・本措置が3年後の税制改正において、延長されない場合もあることの周知徹底
縮	を行ってきたが、当該措置に関する利用の相談や申請は無く、今後の
減	定量的な本措置の適用が見込めないことから、令和元年度以前に告示
Ø	
理	
由	